

給付制限(支払方法変更)による償還払いの手続き

給付制限(支払方法変更)の措置を受けている間は、介護サービス利用費用の全額(10割)をサービス提供事業所に支払うことになります。

10割負担した介護サービス利用費用は、市役所(高齢介護課)に申請することにより、保険給付分の払い戻しを受けることができます(※)。

※保険料を滞納している場合は、保険給付分の払い戻しが一旦差止められ、滞納保険料に充当される場合があります。

【手続き方法と支給の流れ】

①必要書類をそろえる

サービス提供事業所から、つぎの書類を発行してもらいます。

▶給付管理表(居宅介護支援事業所を利用している場合のみ提出が必要)

▶事業所からの請求書(10割分)

『保険給付分、公費分、自己負担額』の内訳が記載されているもの。
※通常発行する明細に内訳が出力されない場合、別紙として添付してもらう等の対応を依頼する必要があります。

▶領収書(10割分)

被保険者本人あてのもの。

▶サービス提供証明書

介護給付費明細書と同一内容の記された書類です。

※事業所で様式をお持ちでない場合、市のホームページに掲載している参考様式をご利用ください。

②市役所(高齢介護課)に申請書類を提出する

上記(①必要書類)の書類を添えて、「介護保険居宅介護等サービス費支給申請書」と「口座振替依頼書」を提出します。郵送での提出も可能です。

③市役所(高齢介護課)から保険給付分のお金が振り込まれる(※)

支給額は、自己負担割合に応じて7~9割です(本来の自己負担割合が3割負担であって給付制限(給付額減額)の措置を受けている場合は、6割)。

※生活保護をご利用の方は、高齢介護課窓口にて現金払いで給付されます。

【担当窓口(書類提出先)】

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

小田原市高齢介護課 介護給付係(給付制限担当)

☎0465-33-1840